

令和元年議案第6号

愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年10月29日提出

愛北広域事務組合

管理者 犬山市長 山田 拓郎

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正による愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和61年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「

行政不服審理員	時間額	10,800円
---------	-----	---------

」を「

行政不服審理員	時間額	11,000円
---------	-----	---------

」に改める。

第2条 愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和61年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条第1項中「及び月額」及び「支給し、時間額にあつては、職務に従事した時間数により」を削り、同条第2項中「及び月額」を削る。

別表中「

行政不服審理員	時間額	11,000円
嘱託員	月額	213,400円以内で管理者が定める額

」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和元年10月1日から適用する。